

県央地域の令和5年度銘柄産地指定証交付式を開催しました

茨城県では、品質・組織体制・産地規模等について一定の要件を満たした青果物産地・花き産地を、それぞれ「茨城県青果物銘柄産地」・「茨城県花き銘柄産地」として指定しています（有効期間3年）※¹。

令和5年8月31日（木）、茨城県水戸合同庁舎3階の県央農林事務所におきまして、笠間市の小菊の銘柄産地再指定の指定証交付式を行いました。

交付式には、笠間市 山口伸樹市長、J A常陸 秋山豊代表理事組合長、J A常陸 笠間営農経済センター 山口秀一センター長、J A常陸 友部花卉センター 児玉知樹施設長、J A常陸 笠間地区花き部会 立川正春部会長、J A常陸 笠間地区花き部会 道川英二共選部長等の皆様が出席されました。

指定証は、飛田農林事務所長から産地側を代表し山口笠間市長へ交付されました。

※ 令和5年7月22日現在の指定状況：県央地域 青果物5産地（県全体59産地）、花き1産地（同7産地）



(指定証交付模様)



(参加者集合写真)